

交渉（全労働省労働組合神奈川支部）議事概要（平成 27 年 7 月 29 日）

神奈川労働局長（当局）は、平成 27 年 7 月 29 日（水）、全労働省労働組合神奈川支部長（全労働）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

【全労働】

- 1 職員の賃金・昇格についての改善、職務に見合った公正な賃金水準の確保を求めます。
- 2 非常勤職員の労働条件について改善を求めます。
- 3 定員削減等による行政サービスの低下を防ぐため、労働者・国民の期待に応える労働行政体制の確立を求めます。
- 4 職員が蓄積してきた専門性を今後も発揮し得るような人事制度の運用を求めます。

【当局】

- 1 賃金・昇格については、職員の労働条件のうち最も重要な事項であり、現在の労働局の行政に期待され、求められている役割、業務の内容の重要性及びその困難性が従来にも増して高まっている状況を踏まえた適切なものでなければならぬと考えている。このため、要求を切実なものとして受け止め、引き続き本省や関係機関への働きかけを行ってまいりたい。
また、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力を維持・向上していく観点から、職務に見合った公正な賃金水準が確保されるよう今後も関係機関への働きかけを行ってまいりたい。
- 2 非常勤職員は、常勤職員とともに第一線の業務を支えていただいているところであり、その処遇改善については、今後においても本省や関係機関に対して要望してまいりたい。
- 3 労働行政体制の確保は極めて重要な課題であると認識しており、神奈川局の実情を繰り返し本省や関係機関に訴えていくとともに、業務簡素化などを一層進めてまいりたい。
- 4 行政の重要性は今後も変わることはなく、その専門性等の向上を図っていかねばならないと考えているところであり、専門性の維持、向上を図るための職員の養成や配置について、適切に対応してまいりたい。